

小損害実損てん補特約が新設されました。

通常、損害共済金は加入割合に応じて支払われますが、この特約を付けていれば、**損害額が 30 万円以下の場合、損害額を共済金としてお支払い**することができます。

建物 1 棟の共済金額の合計（同じ責任期間の契約に限ります）が、**1,000 万円以上の場合のみ**付することができる特約となっています。

対象事故は、火災等及び自然災害（地震等は除きます）となります。

なお損害額が 1 万円に満たない場合は対象となりません。

火災共済に付帯すると **1,200 円**、総合共済に付帯すると **3,970 円**の掛金が加算されます。

<付すことができる例>

① 火災共済 住宅 1,000 万円、家具類 500 万円、共済金額計 1,500 万円加入

② 火災共済 住宅 500 万円、家具類 500 万円、共済金額計 1,000 万円加入

③ 火災共済 倉庫 400 万円、収納農機具 800 万円、共済金額計 1,200 万円加入

※ 建物・家具類・収納農機具の共済金額の合計が 1,000 万円以上ですので、付すことができます。

④ 住宅 火災共済 500 万円、総合共済 500 万円、共済金額計 1,000 万円加入

※同じ建物に火災共済、総合共済の両方に加入していて、共済金額の合計が 1,000 万円以上ですので付すことができます。

⑤ <責任期間 7 月 31 日～12 ヶ月間>

火災保険 住宅（母屋）600 万円、共済金額計 600 万円加入

<責任期間 同 >

火災共済 住宅（母屋）100 万円、家具類 400 万円

共済金額計 500 万円加入

※ 同じ責任期間で同じ建物の共済金額の合計が 1,000 万円以上ですので、付すことができます。

例では火災共済の加入ですが、どちらかが総合共済の加入であっても付すことができます。

<付すことができない例>

⑥ <責任期間 7月 31日～12ヶ月間>

火災保険 住宅（母屋） 600万円、共済金額計 600万円加入

<責任期間 同 >

火災共済 住宅（離家） 200万円、家具類 300万円、共済金額計 500万円加入

※同じ責任期間ですが、加入した建物が異なるので付すことができません。

⑦ <責任期間 7月 31日～12ヶ月間>

火災保険 住宅（母屋） 600万円、共済金額計 600万円加入

<責任期間 9月 30日～12か月間 >

火災共済 住宅（母屋） 400万円、共済金額計 400万円加入

※ 同じ建物に 1,000万円以上の共済金額ですが、責任期間が異なるために付すことができません。

<損害の例>

農家 A さん

再取得価額	建物	1,500万円	家具類	1,200万円
共済金額	建物	500万円	家具類	600万円加入

⑧ 落雷で家具類（テレビと DVD プレーヤー、パソコン）が損害を受け、損害額 15 万円だった。

特約なし $15 \text{万円} \times 600 \text{万円} / 1,200 \text{万円} \times 80\% = 93,750 \text{円}$ （損害共済金）

特約あり 損害額 15 万円 小損害実損てん補特約により 15 万円（損害共済金）

⑨ 台風の強風によって瓦が剥げ、損害額が 25 万円だった。

特約なし $(25 \text{万円} - 1 \text{万円}) \times 500 \text{万円} / 1,500 \text{万円} \approx 8 \text{万円}$ （損害共済金）

特約あり 損害額 25 万円 小損害実損てん補特約により 25 万円（損害共済金）

※ただし、損害額が 30 万円以上であっても通常に算出した損害共済金が 30 万円未満の場合は、損害共済金は 30 万円をお支払します。

⑩ 竜巻が発生し、強風で家屋に損害を受け、損害額が 40 万円だった。

特約なし $(40 \text{万円} - 1 \text{万円}) \times 500 \text{万円} / 1,500 \text{万円} \approx 13 \text{万円}$ （損害共済金）

特約あり 損害額 40 万円 > 小損害限度額 30 万円

↓

通常の損害共済金 13 万円 < 小損害限度額 30 万円

↓

損害共済金 30 万円

※ 損害額は 30 万円以上ですが、通常に算出した損害共済金が小損害限度額 30 万円未満となりますので、損害共済金 30 万円のお支払いとなります。